

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和5年9月29日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第30号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加える。

第12条の3第1項第2号中「（配偶者の）」を「又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも）」に改める。

第13条の2第1項及び第2項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 職員の旅費に関する条例（昭和33年墨田区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方」を加える。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例（昭和33年墨田区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「含む。）」の次に「又は職員の死亡の当時において、パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2

者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)であった者」を加える。

第13条第8項第2号中「含む。)」を「含む。第5号において同じ。)」又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同項第5号中「同条第2項」を「その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第2項」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年墨田区条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第2号中「同じ。)」の次に「又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)」を加え、同条第3号ア及びイ中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第2条の4第1号及び第2号中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第3条第5号、第4条及び第8条第7号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第18条第1項中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年墨田区条例第4号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項及び第2項中「含む。以下同じ。)」の次に「又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関

係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。))を加える。

第16条第1項中「その配偶者」の次に「、パートナーシップ関係の相手方」を、「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年墨田区条例第4号)の一部を次のように改正する。

付則第11項中「引き続き」の次に「、配偶者を有しない場合(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和5年墨田区条例第30号)の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)のいずれも有しない場合)で、かつ」を加える。

付則第12項中「が配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付則第14項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の次に「(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和5年墨田区条例第30号)の施行の前日にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日)」を加える。